

社団法人 日本臨床衛生検査技師会
平成22年度 第2回定期総会

議 案 書

目 次

開催通知	2
次 第	2
平成23年度事業計画案	3
平成23年度予算案	11
一般社団法人への移行決議案	13
定款変更案	13
都道府県臨床衛生検査技師会提出議案	23
注意事項	24
資 料	24

〔会場周辺案内図〕

東急ホテルズ 大森東急イン 5階「フォレストルーム」

〒143-0016 東京都大田区大森北1-6-16 アトレ大森

TEL 03-3768-0109



JR京浜東北線 大森駅直結

JR品川駅より6分（2駅）、JR東京駅より17分、JR横浜駅より23分

羽田空港より電車で大森駅（京浜急行品川経由）まで約35分

平成23年3月1日

会員各位

社団法人 日本臨床衛生検査技師会
会 長 高 田 鉄 也

平成22年度 第2回定期総会

開 催 通 知

定款第24条の規定により、平成23年3月26日(土)午前10時から午後1時まで東京都・大森東急イン5階「フォレストルーム」において、社団法人日本臨床衛生検査技師会「平成22年度第2回定期総会」を開催するので会員各位の出席を要請します。

次 第

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 一. 開 会 | (3) 第三号議案 |
| 一. 会長挨拶 | 一般社団法人への移行決議案 |
| 一. 議長選出 | (4) 第四号議案 |
| 一. 議長挨拶 | 定款変更案 |
| 一. 総会役員選出 | (5) 第五号議案 |
| (1) 資格審査委員・議事運営委員任命 | 都道府県臨床衛生検査技師会提出議案 |
| (2) 書記任命 | 一. 総会役員解任 |
| (3) 議事録署名人選任 | 一. 議長挨拶 |
| 一. 議案審議 | 一. 閉 会 |
| (1) 第一号議案 | |
| 平成23年度事業計画案 | |
| (2) 第二号議案 | |
| 平成23年度予算案 | |

【第一号議案】 平成23年度 事業計画（案）

平成23年度は、一新された執行部の後期事業年度であるが、更に、新法人への移行初年度としての重要な年度となる。

日本臨床衛生検査技師会は、平成24年7月27日には創立60周年を迎える。また、公益法人としては、その10年後の昭和37年12月21日許認可以来、半世紀を経過する。

この、いわば還暦を迎える時期に新法人への移行が叶うことは、今後の当会並びに検査技師にとって大きな礎となることは間違いない。この重要な転機に執行部を任せられることへの感謝の念を糧に事業遂行をお約束したい。

新法人については、数年来の調査並びに社会の情勢に鑑み検討を重ねてきたが、当会現事業形態を重視した場合、今後、公益法人としての事業展開が、必ずしも、会員に対して有効性が高いとは言い難い結論を得た。これは会員のみならず、わが国の臨床検査業界全体を考慮した結論であることは勿論である。

然るに、国民への臨床検査を通じての公益性に富んだ事業展開を怠るものではなく、むしろ、規制枠に囚われない自由に思いきりの良い事業を行うためのものである。

その、事業展開のためにも、当会マスタープランによる方針である、「日本臨床衛生検査技師会総合研究所(日臨技総研)」を設立したい。国家レベルに置き換えると、「小さな政府・大きな事業」の構想と言える。

本来、国として行うべき事業と考えられるデータ標準化事業は、過去3年の実績により完成度が高まってはいるが、更に、その事業展開を推進するとともに施設認証事業の展開も強力に推し進めたい。

現在の医療行政を見るに、システム作りが各方面で推進されている。

政治家や行政の役割は、システムの構築とそれら関連法を制定することにあるが、誤解してはならないことは、システムは人を創り得ないことである。その役割は、我々医療職種である各団体に委ねられているとの認識から、臨床検査技師としての“人”育成をお約束して1年を経過した。

その基礎的調査も大詰めを迎え、日臨技教育プログラムの編纂を終え、後期である平成23年度は実行の年となる。教育の場としての検査部門の編成をはじめ、研鑽の場としては、日臨技としての有効となり得る政策的研修会として開催したい。

先に述べた、創立60周年、更に、新法人移行に伴う節目として、平成23年11月11日に創立60周年記念式典を挙行し、臨床検査業務に対する厚生労働大臣表彰を同期に行っていただけるよう厚生労働省へ要望したい。

「知者は惑わず、仁者は憂えず、勇者は懼れず」（子罕第九）は、何事にも惑わず、憂えず、何事にも恐れず立ち向かうことが重要であることを説いた論語の言葉であるが、日本臨床衛生検査技師会を構成する5万人の会員が、この覚悟を持って臨むことが出来、平常心を持って安心な臨床検査業務を遂行出来る成熟した会を構築するよう努めたい。

尚、各事業計画の詳細については、以下の事業計画案(案)によりご提案する。

<尚、「会報JAMT」2月号および3月号を同時にお読みいただき、総会に臨まれることをお願いする>

◇ 常務会

1 新法人移行へ向けての組織整備

組織体制の見直し・再構築を図り、平成24年2月の一般社団法人移行を目指し、作業を推進したい。

2 財務運営について

会員の確保を図り、健全で安定した財務運営を目指したい。

3 創立60周年記念事業

- 1) 11月11日にザ・キャピトルホテル東急において記念式典を挙行したい。
- 2) 厚生労働大臣表彰を同省に依頼したい。
- 3) 60周年記念史を発刊したい。

4 臨床検査月間の普及促進

一般紙、業界紙等を活用して、全国医療機関のみならず、広く国民に臨床検査の啓発と当会の取り組みをPRすることにより、臨床検査月間の普及を促進したい。

5 日臨技総合研究所の設立

新法人移行後の組織改編を睨み、シンクタンクとして各事業を体系的かつ円滑に遂行するために、日臨技総合研究所を設立したい。

当初の部門構成を

- 1) 政策部門
 - 2) 調査研究部門
 - 3) 総合精度保障部門(認定・認証部門)
 - 4) 教育・研修部門
 - 5) 事業部門
- としたい。

6 中長期的将来構想の検討

第3次マスタープランを検証・修正することにより、戦略的な中長期事業構想を検討したい。

7 医療安全対策の推進

医療安全に対する意識の向上と臨床検査技師としての職責の認識を図るべく、引き続き医療安全対策事業を推進したい。

◇ 総務部

8 共済事業の推進

- 1) 臨床検査技師賠償責任保険の全員加入
組織としての社会的責任の観点から全員加入を推進したい。
- 2) 会務中の傷害事故への対応
当会並びに都道府県検査技師会会務に携わる会員に対し、傷害保険を全員加入させると共に、日臨技リンクスの特性を活かした互助制度を確立させたい。
- 3) 団体長期障害所得補償保険の新設
就業障害時に会員の所得減少を補填し、経済的不安を回避するためにこの保険の運用を開始したい。
- 4) 共済規程の見直し
昨年度に引き続き被災会員に対し、共済規程に従い会費減免措置を行いたい。また、共済規程を見直すことにより、保障内容を充実させたい。

9 表彰事業の推進

各種表彰について関連団体と連携し積極的に対応したい。

10 無料職業紹介事業の推進

当会ホームページを活用することにより利便性を向上させ、全会員にとって利用価値のあるものとし、昨年度以上の事業推進を図りたい。

11 効率的な財務運営の推進

今年度は自動引き落としによる会費納入、賠償責任保険の全員加入、施設認証の立ち上がり年である。各事業の見直しも行われ、予算編成を大幅に変更した事業もある。各事業部の新規事業や重点的事业に関し積極的な対応を行いつつ、効率的且つ堅実な財務運営に努めたい。

- 1) 自動引き落としによる「前納制」を検証する。
- 2) 国民健康増進に関する事業に積極的に対応し、国民の健康福祉に寄与する公益事業継続に対応するとともに「会益」を考慮した公益事業、また、新規事業や重点事業に関し積極的な対応に努めたい。
- 3) 地区・都道府県技師会への助成金は適性且つ効率性に富んだものとなるべく再検討したい。
- 4) 学会特別会計の検証をしたい。
- 5) 新法人移行後の支部会計を構築したい。

12 広報活動の充実

会報・ホームページ等による会員への広報はもとより、マスメディアを利用することにより広く国民向けの広報活動も強化したい。

13 各種調査の実施

明確な目的に基づいた各種調査を適宜実施し、国民・会員にとって有益な情報を解析したい。

14 ホームページの有効活用

- 1) 入退会をはじめとする会員異動届
- 2) 各種調査
- 3) 会告等会員への広報
- 4) 学会・研修会の登録
- 5) e-ラーニング
- 6) 精度管理調査
- 7) 当会刊行物の購入
- 8) 無料職業紹介
- 9) 総会の不在表決
- 10) 会長選挙
- 11) その他

◇ 事務局

15 事務局体制と運営

日臨技会館の健全な運営と維持管理に努めるとともに、引き続き事務局体制の強化を図りたい。

16 各種会議の運営

総会をはじめとする理事会、委員会等、諸会議の合目的且つ効率的な運営を行いたい。

- 1) 平成23年度第1回定期総会を平成23年5月14日(土)に東京都で開催したい。
- 2) 平成23年度第2回定期総会を平成24年3月31日(土)に東京都で開催したい。
- 3) 都道府県会長会議を平成23年9月14日に日臨技会館で開催したい。

- 4) 定例理事会を、平成23年4月9日、5月13日、9月11日、11月12日、平成24年1月14日に開催したい。
- 5) 常務会（必要に応じ拡大常務会）を毎月開催したい。
- 6) 各種委員会を適時開催したい。
- 7) その他、業務執行上必要な会議を適時開催したい。

◇ 渉外法制部

17 日韓代表者会議の開催

- 1) 日韓協定に基づく日韓代表者会議を、平成23年6月、東京都において開催したい。
- 2) 同協定に基づき、代表団3名および交流功労者表彰者1名を招聘したい。

18 日韓協働事業の開催

- 1) 第60回日本医学検査学会にて日韓学生フォーラムを開催したい。
- 2) 感染症・生活習慣病等の日韓合同研修会の開催を検討したい。

19 国際技術支援

- 1) 英文フォトサーベイの実施
フォトサーベイを日臨技ホームページ上で公開したい。
- 2) 個別研修・集団研修への協力
国際医療技術交流財団（JIMTEF）が実施する個別・集団研修へ協力したい。

20 IFBLSへの対応

- 1) 当会事業との連携を保ち会益を視野に協力したい。
- 2) 2011年9月米国アトランタで開催される「IFBLS Chief delegate meeting」への派遣を検討したい。

21 AAMLSへの対応

- 1) AAMLSへ引き続き加盟したい。

22 関連団体への協力

- 1) 国際協力機構（JICA）の主催する事業に専門職種として参加したい。
- 2) 国際医療技術交流財団（JIMTEF）の主催する事業に専門職種として参加したい。

23 診療報酬制度対策

平成22年度にまとめた要望書及び実態調査などにより次期診療報酬改定に向け検討したい。

24 技師制度対策

技師法改正にむけた抜本的検討を進めるとともに、日本臨床検査技師連盟の本来活動を強化させたい。

25 支部組織の再構築

- 1) 平成23年12月1日より支部へ完全移行し、会員への周知徹底を図りたい。
- 2) 全国を以下の7支部とし、その運営は都道府県技師会から派遣の幹事で構成する幹事会に任せたい。
 - (1) 北日本支部 北海道、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、新潟県、福島県
 - (2) 関甲信支部 群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、山梨県、長野県
 - (3) 首都圏支部 東京都、神奈川県、千葉県
 - (4) 中部圏支部 静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、富山県、石川県
 - (5) 関西支部 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、福井県、奈良県、和歌山県
 - (6) 中四国支部 岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県
 - (7) 九州支部 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

26 第6次医療法改正対策

臨床検査技師の職制の明確化を図り、改正要望をまとめたい。

27 臨床検査業務指針の作成

- 1) 平成22年度にとりまとめた臨床検査ガイドラインを基に業務指針を作成したい。

◇ 教育研修事業部

28 総合教育プログラムの推進

平成22年度にとりまとめた総合教育プログラムの内容に則って事業を進めるとともに、同プログラムの検証・修正を行い、その継続を図りたい。

29 生涯教育研修制度の推進

生涯教育研修制度を推進するとともに、e-ラーニング等の活用を図り、同制度の履修率100%を目指したい。

30 検査研究部門

卒前卒後一体化の教育体制構築を視野に入れ、技師教育カリキュラムとの整合性を重視した検査研究部門を編成したい。

31 臨床検査技術教書の発行

昨年度からの継続である各種臨床検査技術教書の作製を推進したい。

32 政策的研修会の推進

以下の研修会を、国民の視点に立った政策的研修会と位置づけ開催したい。

1) 全国研修会

- (1) 法的脳死判定に関する研修会（募集－100名）
－法改正後1年を経過して－
開催日程：平成23年7月9日（土）／ 開催場所：東京都(学術総合センター)
- (2) 輸血療法の危機管理研修会（募集－500名）
開催日程：平成23年8月21日（日）／ 開催場所：東京都(日本教育会館)
- (3) 感染症対策の危機管理研修会（募集－200名）
開催日程：平成23年9月10日（土）／ 開催場所：東京都(東京大学鉄門記念講堂)
- (4) 臨地実習指導者教育研修会（募集－80名）
開催日程：平成23年12月3日（土）・4（日）／ 開催場所：東京都(日臨技会館)
- (5) 医療安全管理者研修会（東京）（募集－200名）
開催日程：平成23年11月13日（日）／ 開催場所：東京都(会場未定)
- (6) 医療安全管理者研修会（大阪）（募集－200名）
開催日程：平成24年1月15日（日）／ 開催場所：大阪府(大阪会館：北御堂筋)

2) 全国学会併設研修会

- (1) 味覚・嗅覚に関する研修会
開催日程：平成23年6月4日(土)／ 開催場所：東京国際フォーラム

3) 地区学会併設研修会

- (1) 味覚・嗅覚に関する研修会
開催日程：各地区学会期間内／ 開催場所：各地区学会会場内

4) 各支部（地区）内での研修会

- (1) 輸血検査実技研修会（各支部で募集－60名）
開催日程：平成23年9月～10月／ 開催場所：全国8地区(会場未定)

◇ 精度保障事業部

33 臨床検査精度管理調査の推進

- 1) 臨床検査業務を行っている全医療施設を対象に、この調査の案内を当会HP上に公開し、参加施設の増加を図りたい。
- 2) 施設別報告書の発送は従来とおりとするが、参加申込、調査手引書、結果報告等はWeb上での対応としたい。フォトサーベイ集については、Web上の掲載と参加申込施設にCD-Rを配布することにした。
- 3) 評価法は、<○、△、×>から、<A、B、C、D>の4段階評価としたい。
- 4) 引き続き日臨技精度管理調査総合報告会を開催したい。

34 臨床検査データ標準化事業の推進

- 1) 各都道府県技師会を対象とした実践活動を推進し、臨床検査データ標準化を国内全施設に浸透させたい。また、「データ標準化と施設認証」に関する勉強会を地区学会に併設し実施したい。
- 2) 健診データの標準化を目指し「特定健診・保健指導プログラム」との連携を図りたい。
- 3) 信頼性が保証された検査データを国民に提供するために、施設認証制度の普及を推進したい。
- 4) データ標準化の継続的推進に向け平成22年度に構築したシステムを本格的に稼働したい。
- 5) 全国共通基準範囲の臨床活用に向けた普及に努めたい。
- 6) 日臨技基準検査室を設置し、標準物質を用いて、多項目実用参照物質、プール血清、各地区同様な調査試料に計量学的トレーサビリティに基づいた値付けを行いたい。

35 日本臨床検査標準協議会事業への参画

標準化基本検討委員会、特定健診関連検査の標準化検討専門委員会の事業に参画し、関連情報の収集を図るとともに、精度保証施設認証制度を共同で進めたい。

36 日本医師会精度管理調査事業への参画

日本医師会臨床検査精度管理事業に臨床検査の専門職種として参画したい。

◇ 公益事業部

37 学会関連

- 1) 味覚・嗅覚教育研修の取り組み
臨床検査技師法の改正を視野に味覚・嗅覚に関する教育研修に取り組みたい。
- 2) 日本医学検査学会
 - (1) 第61回日本医学検査学会会場を、名古屋市から三重県津市（会場：三重県総合文化センター、メッセウイング三重）に変更したい。
 - (2) 第62回日本医学検査学会の開催地を香川県高松市とし、香川県臨床検査技師会に開催運営を委託したい。
会期は平成25年5月18日(土)、19日(日)の両日としたい。
- 3) 平成23年度各地区学会の開催予定
 - (1) 第86回北海道地区医学検査学会
会 期：平成23年10月22日(土)・23日(日)
会 場：とかちプラザ(北海道帯広市)
学会長：高野良二

- (2) 第52回東北地区医学検査学会
会 期：平成23年10月15日（土）・16日（日）
会 場：山形テルサ（山形県山形市）
学会長：安孫子剛宏
- (3) 第48回関東甲信地区医学検査学会
会 期：平成23年10月29日（土）・30日（日）
会 場：前橋市民文化会館
学会長：深澤恵治
- (4) 第50回中部地区医学検査学会
会 期：平成23年10月22日（土）・23日（日）
会 場：名古屋国際会議場（愛知県名古屋市）
学会長：松本祐之
- (5) 第51回近畿地区医学検査学会
会 期：平成23年10月29日（土）・30日（日）
会 場：ピアザ淡海県民交流センター、コラボしが21
滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール
学会長：吉田 孝
- (6) 第44回中四国地区医学検査学会
会 期：平成23年11月5日（土）・6日（日）
会 場：アスティー徳島（徳島県徳島市）
学会長：永峰康孝
- (7) 第46回九州地区医学検査学会
会 期：平成23年10月1日（土）・2日（日）
会 場：熊本保健科学大学（熊本県熊本市）
学会長：瀧口 巖

38 臨床検査技師認定機構

引き続き関連学会との連携をもとに情報交換に努めるとともに、各種認定制度の同機構への参加を促したい。

- 1) 認定輸血検査技師制度
- 2) 認定臨床微生物検査技師制度
- 3) 日本サイトメトリー技術者認定制度
- 4) 認定血液検査技師制度

39 日臨技認定センターによる認定制度

- 1) 認定一般検査技師制度
第6回認定試験を実施するとともに、指定講習会を積極的に行いたい。
- 2) 認定心電検査技師制度
第5回認定試験を実施するとともに、指定講習会を積極的に行うが、認定センターの決定に基づき日臨技認定機構への参加を促したい。
- 3) 認定臨床染色体遺伝子検査師制度
第5回認定試験を実施するが、同制度のあり方を検討したい。
- 4) 認定総合監理技師制度
昨年度誕生の暫定認定者を軸に、同制度を本格稼働したい。

40 その他の認定制度

当会以外の団体が主導的に実施している認定制度については、当会の立場を明確にして対応したい。

41 出版事業

1) 会誌「医学検査」の発行

平成23年1月から、学会抄録集を含み年7回の発行とし、会報JAMTの併冊により効率化を図るとともに、職能団体会誌として、内容の充実を図りたい。

2) ライブラリー等の出版

当会の出版物に関しては、会員の資質向上とともに社会のニーズを考慮し対応したい。

42 公益事業の推進

1) 臨床検査月間（4月）の普及啓発事業

2) がん制圧月間啓発活動（9月・10月）

昨年度までの乳がん啓発を、がん制圧月間に拡大し各都道府県手あげ方式による委託事業としたい（委託費：上限30万円の予定）

3) 青少年へのSTI予防啓発教育事業

従来12月に行っていたSTI予防啓発事業を廃止し、年間を通じ青少年を対象とした各都道府県手あげ方式による委託事業としたい（委託費：上限30万円の予定）。事業内容としては、集会形式または各学校へ出向いての講演会等となる。

43 マタニティー&ベビーフェスタ2011への参画

本年度は胎児超音波検査に加え、臨床検査（ヘルスチェック）コーナーを新設して参画したい。（4月2日・3日：パシフィコ横浜にて開催）

44 第28回医学会総会健診体験コーナーの支援

4月2日から9日までの8日間、東京ビッグサイト西館で開催されるEXP02011に参画したい。

【第二号議案】 平成23年度 予算案

<予算編成にあたって>

本会の財源は会費収入を主とし、その一般会計における会費収入に依拠する予算規模は、社会・経済状況に影響されることなくほぼ一定で推移している。

一方で、本会の活動は急速に変化する医療環境に対応すべく、各種の課題に対し迅速にかつ重点的に取り組む必要がある。臨床検査標準化事業の一環として立ち上がった施設認証という新たな事業は、その大きな成果と考える。新法人制度改革に鑑み公益法人を念頭に入れつつ、業務再編として学会会計を特別会計とし、勘定科目の改編と公益性の高い事業と共益の部分とを峻別し予算編成を行った。

<収 入>

正会員数が平成22年度で5万人を超えたことより、正会員収入は50,000名、5億万円とし、新入会員は据え置き3,000名、600万円を積算し計上した。賛助会員は減少傾向が続いてきたが前年度据え置き475万円を見込んだ。

事業収入は、医療安全・臨地実習・各研修会による研修会参加費収入と新規の施設認証料を加え2,250万円とした。会誌発行収入は328万円とした。会誌発行数を12回から6回に変更したことから会誌広告78万円とした。学会収入と学会抄録は、学会特別会計を立ち上げ移設した。、分担金収入は賠償責任保険広告費を例年通り300万円計上した。雑収入は101万円を計上した。

なお、運営基盤強化特別会計より2億2,210万円の繰入金収入を起し、以下に述べる各種事業及び特別会計の財源とした。

これらにより、平成23年度当期収入合計は7億6,264万5千円となり、前年度当初予算比78.2%となった。

<支 出>

一般会計の事業費への支出は4億8,431万円で当期支出合計に占める割合は63.5%であり、各々の事業に対して配分した。また管理費への支出は2億1,383万円で当期支出合計の28.0%となる。

以下に前年度対比の増減と主な新規・重点事業を事業費別に示す。

◇ 事業費

- ・学術・技術振興事業費：(前年度比82.1%減少)－12,610万円
 学会特別会計の設置
- ・国際協力事業費：(前年度比28.8%減少)－315万円
- ・精度保障事業費：(前年度比66.7%減少)－9,099万円
 調査費を精度保障強化事業費に変更し、標準物質の見直し等により－8,859万円
- ・就労支援事業費：(前年度比10.3%減少)－130万円
- ・国民医療向上・安全対策事業費：(前年度比26.3%減少)－2,805万円
- ・教育研修事業費：(前年度比5.0%増加)＋255万円
- ・会費発行事業費：(前年度比48.7%減少)－9,460万円
 通巻号の発行数変更と学会抄録を学会特別会計で対応による
- ・渉外事業費：(前年度比18.8%減少)－260万円
- ・組織対策事業費：(前年度比74.0%増加)＋6,360万円
 賠償責任保険：＋11,250万円
 システム管理費：－3,300万円

◇ 管理費

- ・組織運営費：(前年度比59.2%増加)+4,561万円
旅費交通費：-1,170万円
創立60周年記念事業：+5,000万円
- ・事務費：(前年度比0.4%増加)+21万円
- ・管理費：(前年度比9.6%減少)-330万円

◇ 繰出金支出

- ・例年同様

<特別会計>

一般会計からの繰入金収入は6,350万円で、内訳は会館特別会計1,200万円、共済制度特別会計150万円、精度管理特別会計3,000万円、学会特別会計2,000万円である。

なお、平成22年度収支差額については運営基盤強化特別会計に繰入りたい。

【第三号議案】 一般社団法人への移行決議案

2009年4月に定款・諸規程検討委員会を発足し、検討を重ねた結果、

- ① 自律的活動が展開できる
- ② すでに法定団体であり、今後の社会貢献活動で名実ともに社会的信用の高い団体になり得る
- ③ 過去数十年法人税支払い義務は生じておらず、税制優遇のメリットはほとんどない
- ④ 公益社団への移行はハードルが高くメリットが少ないにもかかわらずリスクが高い

などの理由で、2012年2月(予定)から一般社団法人に移行したい。

【第四号議案】 社団法人 日本臨床衛生検査技師会定款 変更案

新法人への移行に伴い、登記を以って発効することとして、定款を以下のように変更したい。

平成23年3月26日制定

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 定款 (案)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、臨床検査技師及び衛生検査技師（以下「検査技師」という。）の制度・身分の確立及び学術・技術の向上並びに福利厚生・相互団結の充実を図り、もって検査技師の職能意識を高めることにより、国民の健康増進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 検査及び検査技師の実態調査に関すること
- 二 関係省庁との連携に関すること
- 三 内外の関係団体との連携に関すること
- 四 医療関連法規・制度に関すること
- 五 認定制度に関すること
- 六 学術的な研究、調査及び研修に関すること
- 七 会誌等の編集・発行に関すること
- 八 教育制度に関すること
- 九 関連学会に関すること
- 十 精度管理事業に関すること
- 十一 日本医学検査学会等に関すること
- 十二 職業紹介事業に関すること
- 十三 会員の共済(福利厚生)に関すること
- 十四 表彰に関すること
- 十五 医療安全対策に関すること
- 十六 検査値標準化に関すること
- 十七 国民の健康増進に関すること
- 十八 公衆衛生の向上に関すること
- 十九 その他この法人の目的を達成するために必要な事業の実施に関すること

2 前項の事業については、日本全国で行う。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、理事会の決議により別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第7条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会(以下「総会」という。)において推薦、承認された者

(入会)

第8条 正会員は臨床検査技師または衛生検査技師免許を有する者とする。

2 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の決議により別に定める入会申込書によ

り申し込むものとする。

3 入会は、総会において別に定める会員及び会費等に関する規程（以下「会員及び会費等規程」という。）に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（会費等）

第9条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、会員及び会費等規程に基づき会費等を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会員及び会費等規程に基づき賛助会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退会したとき。
- （2）成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- （3）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- （4）催告の期限を超過して会費の支払い義務が履行されなかったとき。
- （5）除名されたとき。
- （6）総正会員の同意があったとき。

（退会）

第11条 正会員及び賛助会員は、理事会の決議により別に定める手続きに従い退会届を提出して、任意に退会するこ

とができる。

（除名）

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この法人の定款又は規則に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （3）その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

（構成）

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 総会は、次に定める事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会の基準並びに会費等の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第17条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第16条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年1回5月に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

- 一 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
- 二 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第17条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第21条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した会員の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(総会運営規程)

第23条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規程による。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上30名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、8名以内を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、理事会の決議により別に定める役員候補者選出規程により、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び執行理事は、理事会において選任する。

3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された執行理事より副会長1名、専務理事及び常務理事をそれぞれ若干名、選任することができる。

- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事の1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
- 6 会長、副会長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会の議決により別に定める職務権限規程による。
- 7 代表理事及び執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はそ

の行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第24条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなくてはならない。

(解任)

第29条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員には、その職務の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引。

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第42条に定める理事会運営規程によるものとする。

第2節 理事会

(設置)

第32条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規程の制定、変更及び廃止

- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の業務の執行の監督
- (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(開催)

第34条 理事会は毎事業年度4回開催するほか、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第27条第1項第5号の規程により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3号により理事が招集する場合及び前条第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3号による場合は理事が、前条第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録にその同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の議決により別に定める理事会運営規程による。

第5章 財産及び会計

(財産の種別)

第43条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第44条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第45条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会において承認を得るものとする。

2 この法人は、前項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告する

ものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第47条 この法人の資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第48条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第51条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第52条 この法人は一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

第7章 委員会

(委員会)

第53条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿（及び会員の異動に関する書類）
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員の報酬等及び費用に関する規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第56条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第58条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむをえない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

3 この法人の貸借対照表の公告は、第1項にかかわらず、定時総会毎にその終結の日後、5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第10章 補則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 社団法人日本臨床衛生検査技師会の会員である者は、第8条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日にこの法人の会員になったものとみなす。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この法人の最初の代表理事は、(注 申請時には、ここに代表理事の住民票に記載されている住所を記載) 高田鉄也、最初の執行理事は才藤純一、米坂知昭、小沼利光、金子健史、川島徹、長迫哲朗とする。

【第五号議案】 都道府県臨床衛生検査技師会提出議案

< 資 料 >

1. 組織実態

- 1) 社団法人 日本臨床衛生検査技師会 組織実態
- 2) 平成22年度会員入会状況等

2. 会員登録状況推移（実数）

総会運営にご協力をお願いします。

平成22年度「会員証」を忘れずに！

平成22年度 第2回定期総会に関する注意事項

1. 総会構成員の資格は

平成23年2月28日現在の正会員です。

2. 出席する会員の方は

- 1) 総会の受付は、平成21年度「会員証」で行いますので、必ずご持参してください。
- 2) 出席票は、事前に施設連絡責任者を通じて所属技師会へ提出してください。施設に所属していない会員は、直接、所属技師会へ送付してください。

3. 施設に所属している会員で・・・「欠席する」場合は

- 1) 施設に所属しており、委任する出席会員がいる場合は、委任する会員名等必要事項を記入し、施設連絡責任者を通じて所属技師会へ提出してください。
- 2) 委任された出席者は、委任状を総会受付に提出し指示に従ってください。
- 3) 施設に所属しており、委任する出席会員がいない場合は、委任状を空欄のまま施設連絡責任者を通じて所属技師会へ提出してください。

4. 施設に所属していない会員で・・・「欠席する」場合は

- 1) 施設に所属せず、委任する出席会員がいる場合は、委任する会員名等必要事項を記入して、直接、所属技師会へ提出してください。
- 2) 委任された出席者は、委任状を総会受付に提出し指示に従ってください。
- 3) 施設に所属せず、委任する出席会員がいない場合は、委任状を空欄のまま直接、所属技師会へ提出してください。

※「出席票」及び「委任状」は、別途、所属の都道府県技師会から送付されます。

平成23年度一般会計予算(案)

収入の部

(単位:円)

大 科 目	中 科 目	予算額	前年度予算額	差異	備 考
基本財産運用収入	基本財産利息収入	0	0	0	基本財産として指定された現金・預金収入は現在該当なし
会費収入		510,750,000	500,750,000	10,000,000	
	入会金収入	6,000,000	6,000,000	0	入会金収入 2,000 × 3,000名
	正会員会費収入	500,000,000	490,000,000	10,000,000	会費収入 10,000 × 50,000名
	賛助会員会費収入	4,750,000	4,750,000	0	95 口
事業収入		22,500,000	124,000,000	-101,500,000	
	研修会事業収入	5,000,000	4,000,000	1,000,000	研修会(医療安全200名×2回、臨地実習80名、脳死100名、感染症200名、輸血500名他)
	施設認証料収入	17,500,000	0	17,500,000	350施設
	学会事業収入	0	120,000,000	-120,000,000	
会誌発行事業収入		10,300,000	40,650,000	-30,350,000	
	会誌広告	7,800,000	21,150,000	-13,350,000	通巻号6カ月
	会誌収入	2,000,000	2,000,000	0	
	会誌分担金収入	0	17,000,000	-17,000,000	
	雑収入	500,000	500,000	0	
分担金収入		3,000,000	3,000,000	0	
	分担金収入	0	0	0	
	広告費収入	3,000,000	3,000,000	0	賠償責任保険制度会員証・会報 JAMT 広告)
補助金収入		0	0	0	
	国庫補助金収入	0	0	0	
	地方公共団体補助金収入	0	0	0	
	民間補助金収入	0	0	0	
雑収入		1,010,000	1,010,000	0	
	受取利息収入	10,000	10,000	0	利息収入
	雑収入	1,000,000	1,000,000	0	
固定資産売却収入		0	0	0	
	什器備品売却収入	0	0	0	
	電話加入権売却収入	0	0	0	
差入保証金戻り収入		0	0	0	
	差入保証金戻り収入	0	0	0	
借入金収入		0	0	0	
	長期借入金収入	0	0	0	
繰入金収入		234,085,000	306,355,000	-72,270,000	
	会館特別会計繰入金収入	0	0	0	
	出版特別会計繰入金収入	0	0	0	
	共済制度特別会計繰入金収入	0	0	0	
	退職特別会計繰入金収入	0	0	0	
	精度管理特別会計繰入金収入	0	0	0	
	運営基盤強化特別会計繰入金収入	234,085,000	306,355,000	-72,270,000	
その他収入		0	0	0	
	貸付金回収収入	0	0	0	
当期収入合計(A)		781,645,000	975,765,000	-194,120,000	
前期繰越収支差額		0	0	0	
収入合計(B)		781,645,000	975,765,000	-194,120,000	

支出の部

大科目	中科目	小科目	予算額	前年度予算額	差異	備考
事業費			484,310,000	764,950,000	-280,640,000	
	学術・技術振興事業費		27,500,000	153,600,000	-126,100,000	
		会議費	200,000	200,000	0	賄い費他
		旅費交通費	1,100,000	2,700,000	-1,600,000	委員会(学会組織委員会他)
		通信運搬費	200,000	200,000	0	各種連絡文書・電話連絡、資料発送他
		什器備品費	100,000	100,000	0	各種道具他
		消耗品費	100,000	100,000	0	各種消耗品他
		筆耕印刷費	300,000	300,000	0	翻訳料
		賃借料	100,000	100,000	0	会場費,器材リース,レンタル料他
		諸謝金	100,000	100,000	0	
		諸会費	0	100,000	-100,000	
		助成金支出	25,000,000	29,400,000	-4,400,000	支部学会
		学会事業費支出	0	120,000,000	-120,000,000	学会特別会計へ
		調査費	100,000	100,000	0	
		図書費	100,000	100,000	0	資料他
		雑費	100,000	100,000	0	雑費
	国際協力事業費		7,800,000	10,950,000	-3,150,000	
		会議費	100,000	200,000	-100,000	賄い費他
		旅費交通費	600,000	1,250,000	-650,000	AAMLS,IFBLS等
		通信運搬費	100,000	100,000	0	電話連絡、資料発送他
		什器備品費	100,000	100,000	0	各種道具他
		消耗品費	100,000	100,000	0	各種消耗品他
		筆耕印刷費	100,000	100,000	0	
		賃借料	100,000	100,000	0	
		諸謝金	100,000	100,000	0	招待者、講師他
		諸会費	1,300,000	1,800,000	-500,000	IFBLS,AAMLS他
		調査費	5,000,000	6,900,000	-1,900,000	日韓,IFBLS,AAMLS,フォトサーベイ,JIMTEF学生セミナー他
		図書費	100,000	100,000	0	資料
		雑費	100,000	100,000	0	雑費
	精度保障事業費		45,510,000	136,500,000	-90,990,000	
		会議費	200,000	200,000	0	賄い費他
		旅費交通費	17,150,000	19,550,000	-2,400,000	委員会(総合精度保障,データ処理システム再構築,精度管理調査WG,検査値標準化,施設認証,薬剤耐性菌調査)
		通信運搬費	50,000	50,000	0	
		什器備品費	150,000	150,000	0	
		消耗品費	50,000	50,000	0	
		筆耕印刷費	50,000	50,000	0	
		賃借料	50,000	50,000	0	
		諸謝金	50,000	50,000	0	
		諸会費	250,000	250,000	0	JCCLS
		精度保障強化事業費(旧調査費)	27,410,000	116,000,000	-88,590,000	検査値標準化(データ解析,データ報告,標準物質),精度保障啓発事業費(8支部),施設認証事業費(都道府県認証作業事務費,都道府県助成金、認証書)
		図書費	50,000	50,000	0	資料
		雑費	50,000	50,000	0	
	就労支援事業費		11,300,000	12,600,000	-1,300,000	
		会議費	100,000	100,000	0	賄い費他
		給与手当費	8,000,000	8,000,000	0	職員給料
		旅費交通費	1,400,000	2,700,000	-1,300,000	職業紹介協力委員,女性部会
		通信運搬費	500,000	500,000	0	各種連絡文書・電話連絡,資料発送他
		什器備品費	100,000	100,000	0	
		消耗品費	100,000	100,000	0	各種消耗品他
		筆耕印刷費	100,000	100,000	0	印刷費,筆耕費他
		賃借料	100,000	100,000	0	会場費
		諸謝金	500,000	500,000	0	講師料
		諸会費	100,000	100,000	0	
		調査費	100,000	100,000	0	
		図書費	100,000	100,000	0	
		雑費	100,000	100,000	0	

大科目	中科目	小科目	予算額	前年度予算額	差異	備考
	国民医療向上・安全対策事業費		78,550,000	106,600,000	-28,050,000	
		会議費	200,000	200,000	0	賄い費他
		旅費交通費	200,000	1,400,000	-1,200,000	委員会(国民健康増進広報部会、医療安全対策委員会含む)
		通信運搬費	50,000	50,000	0	
		什器備品費	50,000	50,000	0	
		消耗品費	50,000	50,000	0	
		筆耕印刷費	100,000	100,000	0	
		賃借料	100,000	100,000	0	
		諸謝金	100,000	100,000	0	
		調査費	50,000	50,000	0	
		図書費	50,000	50,000	0	
		医療安全対策費	0	2,300,000	-2,300,000	教育研修事業費へ
		輸血・感染症予防研修事業費	0	4,650,000	-4,650,000	教育研修事業費へ
		国民健康増進広報費	55,000,000	72,100,000	-17,100,000	ポスター、マナー、がん制圧、STI、「検査のはなし」(5万部)、MTJ 特集、新聞広告費、油取り紙他
		国民健康増進協力事業費	0	3,000,000	-3,000,000	
		国民医療助成金	22,500,000	22,300,000	200,000	
		雑費	100,000	100,000	0	
	教育研修事業費		53,150,000	50,600,000	2,550,000	
		臨時雇賃金	50,000	50,000	0	アルバイト
		会議費	100,000	100,000	0	会議、委員会等の賄い費他
		旅費交通費	6,750,000	11,100,000	-4,350,000	各種委員会(教育研修事業部会議、総合生涯教育研修委員会、国家試験検討委員会、研修会派遣、生涯教育各種委員会、直轄研修会(医療安全研修会2回、脳死、感染、臨地、輸血)、認定制度検討委員会他)
		通信運搬費	200,000	200,000	0	各種連絡文書・電話連絡、修了証発送他
		什器備品費	100,000	100,000	0	
		消耗品費	400,000	400,000	0	履修通知書用封筒、修了証書用封筒
		筆耕印刷費	850,000	550,000	300,000	味覚嗅覚DVD、履修票
		賃借料	3,600,000	1,300,000	2,300,000	会場使用料(医療安全研修会2回、脳死、感染、臨地、輸血)
		諸謝金	1,200,000	1,300,000	-100,000	講師等(医療安全研修会2回、脳死、感染、臨地、輸血)
		助成金支出	39,700,000	35,300,000	4,400,000	生涯教育、委託金(輸血8支部、精度保証8支部、味覚嗅覚8支部)他
		雑費	200,000	200,000	0	雑費
	会誌発行事業費		99,750,000	194,350,000	-94,600,000	
		会議費	50,000	50,000	0	賄い費他
		旅費交通費	50,000	50,000	0	
		通信運搬費	18,100,000	38,900,000	-20,800,000	運送送料(通巻号6回、別刷代、通信費)
		消耗品費	50,000	50,000	0	
		筆耕印刷費	69,000,000	139,000,000	-70,000,000	印刷費6回、封筒作製費
		賃借料	100,000	100,000	0	
		諸謝金	2,100,000	2,100,000	0	原稿料、英文原稿料、査読料
		調査費	50,000	50,000	0	
		委託費	10,200,000	14,000,000	-3,800,000	発送業務委託費
		雑費	50,000	50,000	0	
	渉外事業費		11,250,000	13,850,000	-2,600,000	
		会議費	200,000	200,000	0	賄い費他
		旅費交通費	7,700,000	8,300,000	-600,000	渉外活動費、診療報酬委員会、検査技師制度他
		通信運搬費	50,000	50,000	0	
		什器備品費	50,000	50,000	0	
		消耗品費	50,000	50,000	0	
		筆耕印刷費	500,000	500,000	0	
		賃借料	600,000	600,000	0	
		諸謝金	200,000	200,000	0	
		諸会費	700,000	1,000,000	-300,000	同学院、認定機構他
		調査費	600,000	2,300,000	-1,700,000	メディアアクセス
		図書費	500,000	500,000	0	メディカル&テストジャーナル他
		雑費	100,000	100,000	0	

大科目	中科目	小科目	予算額	前年度予算額	差異	備考	
事業費	組織対策事業費		149,500,000	85,900,000	63,600,000		
		会議費	50,000	50,000	0		
		旅費交通費	6,050,000	4,350,000	1,700,000	支部幹事会他	
		通信運搬費	5,500,000	3,500,000	2,000,000	会員証郵送料,会費引落諸費用等	
		什器備品費	100,000	100,000	0		
		消耗品費	3,500,000	3,500,000	0	会員証,PC用紙他	
		筆耕印刷費	250,000	20,200,000	-19,950,000	選挙関連他	
		助成金支出	128,350,000	14,500,000	113,850,000	支部会議,賠償責任保険保険料他	
		調査費	4,100,000	4,200,000	-100,000	支部学術活動	
		広報対策費	100,000	1,000,000	-900,000		
		システム管理費	500,000	33,500,000	-33,000,000	システム維持管理費全般	
	雑費	1,000,000	1,000,000	0	雑費		
大科目	中科目	小科目	予算額	前年度予算額	差異	備考	
管理費	組織運営費		213,835,000	171,315,000	42,520,000		
			122,590,000	76,980,000	45,610,000		
		会議費	2,600,000	2,600,000	0	賄い費	
		旅費交通費					
			33,050,000	44,750,000	-11,700,000	各種会議(総会,理事会,常務理事会,常務会,監査,予算委員会,人事委員会,表彰委員会,役員推薦委員会,選挙管理委員会,倫理問題対策部会,公益事業企画推進委員会,総務部,公益事業部他)	
		通信運搬費	4,500,000	4,500,000	0	インターネット通信料(役員、事務所)	
		什器備品費	4,100,000	4,100,000	0		
		消耗品費	3,500,000	3,500,000	0	各種表彰関係他	
		筆耕印刷費	3,000,000	3,000,000	0	総会・学会印刷物,引継書,コピー代	
		賃借料	2,500,000	2,500,000	0	総会会場費,役員PCリース料他	
		諸謝金	3,530,000	3,215,000	315,000	弁護士,会計士,税理士他	
		諸会費	10,000	100,000	-90,000		
		業務委託処理費	0	50,000	-50,000		
		調査費	10,000,000	6,365,000	3,635,000		
		創立60周年記念事業費	50,000,000	0	50,000,000		
		図書費	100,000	100,000	0	資料他	
		広報費	5,500,000	2,000,000	3,500,000		
		雑費	200,000	200,000	0		
		事務費		60,090,000	59,880,000	210,000	
			臨時雇賃金	1,000,000	1,000,000	0	アルバイト(業務処理対応)
			法定福利費	7,000,000	6,790,000	210,000	社会保険料,労働保険料他
			給料手当費	50,000,000	50,000,000	0	役員・職員給与
			福利厚生費	890,000	890,000	0	事務職員健診費,事務服,採用諸経費,クリーニング,他
			旅費交通費	600,000	600,000	0	会務による職員交通費,宿泊費他
			雑費	600,000	600,000	0	
		管理費		31,155,000	34,455,000	-3,300,000	
			通信運搬費	5,900,000	5,900,000	0	切手、宅急便、電話、fax、発送費他
			什器備品費	200,000	3,600,000	-3,400,000	事務局PC,会長室会議机セット
			消耗品費	4,200,000	4,200,000	0	事務用品,蛍光灯,ゴム印,コピー機使用料,コピー紙
			修繕費	500,000	500,000	0	建物,会館周辺設備,OA機器等
			筆耕印刷費	1,600,000	1,600,000	0	議事録,名刺,請求書,領収書,年賀状他
			光熱水費	1,900,000	1,900,000	0	電気,上下水道他
			保険料	1,400,000	1,300,000	100,000	リンクス(役員,事務員),火災家財
	リース料	1,555,000	1,555,000	0	電話機,コピー機,FAX		
	保守料	2,500,000	2,500,000	0	JAMTIS,会計システム他		
	租税公課	6,530,000	6,530,000	0	土地,建物,消費税,償却資産税,都民他		
	諸会費	120,000	120,000	0	社会保険,町内会費,公益法人協会他		
	図書費	150,000	150,000	0	官報,各種新聞代他		
	委託管理費	3,600,000	3,600,000	0	会館管理全般		
	雑費	1,000,000	1,000,000	0	慶弔費,交際費,お歳暮,お中元他		

大科目	中科目	小科目	予算額	前年度予算額	差異	備 考
資産取得支出		電話加入権購入支出	0	0	0	
特定預金支出		一般会計積立預金支出	0	0	0	
繰出金支出			63,500,000	38,500,000	25,000,000	
		会館特別会計繰出金	12,000,000	12,000,000	0	
		出版特別会計繰出金	0	0	0	
		共済制度特別会計繰出金	1,500,000	1,500,000	0	
		退職特別会計繰出金	0	0	0	
		精度管理事業特別会計繰出金	30,000,000	25,000,000	5,000,000	精度管理システム構築費用含
		運営基盤強化特別会計繰出金	0	0	0	
		認定センター事業特別会計繰出金	0	0	0	
		学会特別会計繰出金	20,000,000	0	20,000,000	
その他支出			0	0	0	
		貸付金支出	0		0	
予備費		予備費	20,000,000	1,000,000	19,000,000	
当期支出合計	(C)		781,645,000	975,765,000	-194,120,000	
当期収支差額	(A) - (C)		0	0	0	
次期繰越収支差額	(B) - (C)		0	0	0	

会館特別会計

(単位：円)

科目	23年度予算案	22年度予算
収入の部		
雑収入	1,000	1,000
一般会計繰入金	12,000,000	12,000,000
当期収入合計	12,001,000	12,001,000
前期繰越金	21,500,000	9,500,000
収入合計	33,501,000	21,501,000
支出の部		
管理費	0	0
予備費	0	0
次期繰越金	33,501,000	21,501,000
支出合計	33,501,000	21,501,000

出版特別会計

(単位：円)

科目	23年度予算案	22年度予算
収入の部		
一般会計繰入金	0	0
事業収入	30,000,000	20,000,000
雑収入	100,000	100,000
当期収入合計	30,100,000	20,100,000
前期繰越金	45,000,000	44,000,000
収入合計	75,100,000	64,100,000
支出の部		
事業費	30,000,000	30,000,000
繰出金支出		
予備費	50,000	50,000
次期繰越金	45,050,000	34,050,000
支出合計	75,100,000	64,100,000

共済制度特別会計

(単位：円)

科目	23年度予算案	22年度予算
収入の部		
一般会計繰入金	1,500,000	1,500,000
雑収入	1,000	1,000
当期収入合計	1,501,000	1,501,000
前期繰越金	34,500,000	33,000,000
収入合計	36,001,000	34,501,000
支出の部		
事業費	36,001,000	34,501,000
予備費	0	0
次期繰越金	0	0
支出合計	36,001,000	34,501,000

退職金特別会計

(単位：円)

科目	23年度予算案	22年度予算
収入の部		
一般会計繰入金	0	0
雑収入	1,000	1,000
当期収入合計	1,000	1,000
前期繰越金	46,150,000	46,000,000
収入合計	46,151,000	46,001,000
支出の部		
退職給付支出	46,151,000	46,001,000
次期繰越金	0	0
支出合計	46,151,000	46,001,000

精度管理事業特別会計

(単位：円)

科目	23年度予算案	22年度予算
収入の部		
一般会計繰入金	30,000,000	25,000,000
事業収入	152,300,000	153,100,000
雑収入	30,000	30,000
当期収入合計	182,330,000	178,130,000
前期繰越金	0	0
収入合計	182,330,000	178,130,000
支出の部		
事業費	175,730,000	171,530,000
予備費	0	0
人件費	6,600,000	6,600,000
次期繰越金	0	0
支出合計	182,330,000	178,130,000

認定センター事業特別会計

(単位：円)

科目	23年度予算案	22年度予算
収入の部		
一般会計繰入金	0	0
事業収入	9,200,000	10,000,000
雑収入	1,000	1,000
当期収入合計	9,201,000	10,001,000
前期繰越金	33,000,000	32,000,000
収入合計	42,201,000	42,001,000
支出の部		
事業費	16,400,000	30,000,000
予備費	5,001,000	5,001,000
次期繰越金	20,800,000	7,000,000
支出合計	42,201,000	42,001,000

運営基盤強化特別会計

(単位：円)

科目	23年度予算案	22年度予算
収入の部		
一般会計繰入金	0	0
雑収入	5,000	5,000
特定預金取崩収入	233,180,000	305,469,000
当期収入合計	233,185,000	305,474,000
前期繰越金	900,000	881,000
収入合計	234,085,000	306,355,000
支出の部		
繰出金支出	234,085,000	306,355,000
次期繰越金	0	0
支出合計	234,085,000	306,355,000

第60回日本医学検査学会特別会計

(単位：円)

科目	23年度予算案
収入の部	
一般会計繰入金	
事業収入	128,900,000
雑収入	0
当期収入合計	128,900,000
前期繰越金	0
収入合計	128,900,000
支出の部	
事業費	128,900,000
予備費	0
次期繰越金	0
支出合計	128,900,000

第61回日本医学検査学会特別会計

(単位：円)

科目	23年度予算案
収入の部	
一般会計繰入金	10,000,000
事業収入	0
雑収入	0
当期収入合計	10,000,000
前期繰越金	0
収入合計	10,000,000
支出の部	
事業費	10,000,000
予備費	0
次期繰越金	0
支出合計	10,000,000

第62回日本医学検査学会特別会計

(単位：円)

科目	23年度予算案
収入の部	
一般会計繰入金	10,000,000
事業収入	0
雑収入	0
当期収入合計	10,000,000
前期繰越金	0
収入合計	10,000,000
支出の部	
事業費	10,000,000
予備費	0
次期繰越金	0
支出合計	10,000,000

【資料 1】組織調査

1) 社団法人 日本臨床衛生検査技師会 組織調査(平成22年4月1日現在)

(1) 会員種別・免許別会員数

会員分類	免許別	男性	女性	会員数
正 会 員	臨技のみ	15,437	30,468	30,468
	衛技のみ	225	113	113
	両方取得	1,737	1,890	1,890
B 会 員		10	3	3
C 会 員		1	2	2
名 誉 会 員	両方取得	4	0	4
合 計		17,414	32,476	49,890

(2) 生年月日別 性別・会員数

生年月日	男性	女性	会員数
大正	15	1	16
昭和元12.25～4.12.31	22	2	24
5.1.1～9.12.31	68	4	72
10.1.1～14.12.31	127	10	137
15.1.1～19.12.31	164	51	215
20.1.1～24.12.31	913	605	1,518
25.1.1～29.12.31	2,074	2,708	4,782
30.1.1～34.12.31	3,284	3,815	7,099
35.1.1～39.12.31	2,986	3,927	6,913
40.1.1～44.12.31	2,298	4,123	6,421
45.1.1～49.12.31	1,828	4,672	6,500
50.1.1～54.12.31	1,498	4,757	6,255
55.1.1～59.12.31	1,523	5,669	7,192
60.1.1～平成元12.31	614	2,132	2,746
合 計	17,414	32,476	49,890

(3) 入会年度別・性別・会員数

入会日	男性	女性	会員数
昭和27～29	28	0	28
30～34	53	1	54
35～39	102	13	115
40～44	237	89	326
45～49	866	824	1,690
50～54	1,531	1,620	3,151
55～59	2,666	2,204	4,870
60～平成元	2,449	2,923	5,372
平成 2～ 6	2,499	4,250	6,749
7～11	1,855	4,336	6,191
12～16	2,026	5,980	8,006
17～21	3,102	10,236	13,338
合 計	17,414	32,476	49,890

(4) 施設分類別・施設数・会員数

施設形態	施設数	会員総数
	件	人
総合病院	1,084	16,921
一般病院	3,319	12,552
大学病院	266	5,061
精神病院	351	565
療養所	127	554
診療所	931	2,006
検査所	689	4,522
研究所	115	368
保健所	170	294
学校	166	574
健(検)診センター	191	1,124
血液センター	50	281
製試薬会社	50	76
医療機器会社	47	70
その他	264	597
未記入	5	10
不明	5	17
自宅	0	4,298
合 計	7,830	49,890

(5) 経営主体別・施設数・会員数

経営主体	施設数	会員数
	件	人
厚生省	175	1,557
文部省	174	1,938
労働福祉	38	615
その他(国)	89	566
都道府県	455	3,212
市町村	772	6,005
赤十字	147	2,075
済生会	78	1,041
厚生連	127	1,809
その他(公)	53	426
社会保険	69	927
保険連	26	139
共済連	29	370
その他(社)	47	271
公益法人	535	4,268
医療法人	2,793	9,183
学校法人	230	3,213
会社	845	4,429
個人	786	1,446
その他(法)	356	2,091
未記入	6	11
自宅	0	4,298
合 計	7,830	49,890

(6) 病床別・施設数・会員数

病床数範囲	施設数	会員数
	件	人
なし	1,976	8,126
1～19	372	711
20～99	1,176	2,668
100～199	1,513	5,119
200～299	861	5,454
300～499	858	9,199
500～699	307	5,992
700～999	121	3,321
1,000以上	70	1,874
不明	576	3,128
自宅	0	4,298
合 計	7,830	49,890

2)平成21年度会員入会状況等

技師会	会費納入者数			名誉会員	会員総数	C賛助会員			
	総数	継続	新入会				免許取得者	退会	除籍
北海道	2802	2665	137		2810	8	8	0	0
青森県	570	536	34		570	0	0	0	0
岩手県	552	533	19		551	0	0	0	0
宮城県	910	864	46		917	1	0	0	1
秋田県	598	571	27		617	0	0	0	0
山形県	562	546	16		562	0	0	0	0
福島県	970	923	47		985	3	3	0	0
茨城県	1004	937	67		1006	5	5	0	0
栃木県	795	762	33		793	0	0	0	0
群馬県	849	806	43		854	1	1	0	0
埼玉県	2057	1895	162		2061	14	13	0	1
千葉県	1573	1449	124		1577	1	1	0	0
東京都	4034	3757	277	3	4021	6	6	0	0
神奈川県	2641	2439	202		2655	14	14	0	0
新潟県	1224	1183	41		1222	1	1	0	0
富山県	524	501	23		523	0	0	0	0
石川県	643	610	33		643	2	2	0	0
福井県	364	345	19		366	0	0	0	0
山梨県	394	374	20		392	0	0	0	0
長野県	1162	1104	58		1159	6	6	0	0
岐阜県	712	682	30		727	0	0	0	0
静岡県	1449	1383	66		1451	0	0	0	0
愛知県	2462	2288	174	1	2511	12	12	0	0
三重県	613	582	31		610	0	0	0	0
滋賀県	531	501	30		532	5	5	0	0
京都府	939	861	78		938	3	3	0	0
大阪府	3013	2788	225		3013	36	36	0	0
兵庫県	1932	1816	116		1950	15	15	0	0
奈良県	556	515	41		556	12	11	0	1
和歌山県	333	315	18		336	3	3	0	0
鳥取県	305	284	21		304	0	0	0	0
島根県	407	389	18		410	0	0	0	0
岡山県	1137	1075	62		1136	1	1	0	0
広島県	1455	1371	84		1465	14	14	0	0
山口県	708	672	36		707	7	7	0	0
徳島県	368	352	16		370	4	4	0	0
香川県	547	519	28		550	0	0	0	0
愛媛県	688	645	43		694	0	0	0	0
高知県	581	553	28		580	0	0	0	0
福岡県	2573	2397	176		2576	6	6	0	0
佐賀県	287	268	19		285	0	0	0	0
長崎県	686	658	28		689	0	0	0	0
熊本県	910	835	75		914	4	4	0	0
大分県	661	598	63		661	8	8	0	0
宮崎県	367	346	21		363	0	0	0	0
鹿児島県	462	439	23		461	0	0	0	0
沖縄県	574	522	52		572	1	1	0	0
合計	49484	46454	3030	5	49645	193	190	0	3